

通 知 編

目 次 (県通知)

○ 農地の転用許可申請に当たって添付を求めている「隣接農の所有者の同意書」及び法人の「役員会等の議事録の写し」の取り扱いについて(H10.2.12付9農政第311号長崎県農林部長通知)	1
○ 隣接農地の所有者等の同意書の取り扱いについて(H10.2.12付9農政第311号長崎県農林部長通知)	2
○ 電気事業者等が行う送電用電気工作物等にかかる農地転用等の取扱いについて (H30.2.14付29農地活第202号)	3
○ 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて	6

長崎県農業会議会長
各農業委員会会長
各関係町長様
各振興局・支庁長

長崎県農林部長

農地転用許可申請に当たって添付を求めている「隣接農地の所有者の同意書」及び法人の「役員会等の議事録の写し」の取扱いについて

このことについて、本県においては、昭和62年4月1日付62農政第120号本職通知「農地転用の許可事務を処理するに当たって注意すべき事項について」により、申請に当たり「隣接農地の所有者の同意書」の添付を、また、法人の申請に当たっては、「役員会等の議事録の写し」の添付を求めているところですが、当該添付書類につきましては、農林水産省構造改善局より、申請者に過分の負担を課すものとして一律添付を求めないよう指導を受けております。

つきましては、今後、標記の事項については、下記のとおり取扱うことにしましたので、御了知の上、適切な事務処理をお願いします。

なお、長崎県行政書士会へは、別添写しのとおり通知済ですので申し添えます。

記

1 同意書の取扱い

原則として添付を廃止し、代替措置として転用事業者の被害防除計画を正確に把握するため、別添様式の被害防除計画書を添付させることとする。

なお、農業委員会が特に必要があると認める場合については、同意書の添付を求めることができるものとする。

2 法人申請時における役員会等の議事録の写しの取扱い

原則として添付を廃止。

なお、法人が財産を取得し、処分する場合に、法令、定款、寄付行為でその取得又は処分に関して特別の定めがある場合については、役員会等の議事録の写しの添付を求めることができるものとする。

3 適用開始時期

平成10年3月、農業委員会受付分より適用するものとする。

平成 1 0 年 2 月 1 2 日

長崎県農業会議会長
各農業委員会会長
各関係町長様
各振興局・支庁

長崎県農林部農政課長

隣接農地の所有者等の同意書の取り扱いについて

このことについては、平成 1 0 年 2 月 1 2 日付け 9 農政第 3 1 1 号にて通知したところでありますが、取り扱いについては、下記によりお願いします。

記

1. 同意書の添付は、原則として求めない。

国の通達に基づき、同意書の一律添付を求めないこととする。

2. 例外的に同意書を求める場合とその対応

農業委員会において、転用目的、周囲の状況等により隣接農地への著しい影響が生じ、(被害の発生)、隣接農地の所有者等と紛争が生じる恐れがあると判断した場合は、例外的に同意書の添付を求めることができる。

(対応)

① 事業者に同意書を求める理由等を十分に説明した上で、同意書の添付を求める。

② 事業者が指導に応ぜず、同意書を提出しない場合でも、そのことを理由に審査を拒否できないこととする。

3. 被害防除計画書の添付について

同意書廃止の代替措置として、被害防除計画を正確に把握するために、原則として添付させる。

なお、転用目的や周囲の状況により被害発生の恐れがないと判断できる場合や、被害発生の恐れがあっても、農地転用許可申請書の被害防除施設の記載で判断できる場合などは、添付を求める必要はない。

4. 隣接農地所有者等への情報の提供について

後日紛争が生じた場合は、事業者自らが相隣関係に基づいて当事者間の紛争を処理することとなるので、紛争防止のためにも、事業者において、隣接農地所有者等に転用目的、事業内容、転用時期等の情報を提供し、協議を十分に行うよう指導をする。

なお、これに関連して、用排水、被害防除等に関する基準、許可後における申請者の責任について、十分に周知するため、別紙 1 「農地転用許可申請者の皆さんへ」を申請者に配布していただきたい。

29農地活第202号

平成30年 2月 9日

各市町農業委員会事務局長 様

長崎県農地利活用推進室長

電気事業者等が行う送電用電気工作物等にかかる農地転用等の取扱いについて（通知）

このことについて、平成29年11月7日に開催した農地転用担当者研修会で説明したところですが、電気事業者および認定電気通信事業者（平成25年～29年に本県で届出を行った事業者に限定。）に対して、取扱いにかかる周知を図るため、別紙のとおり通知いたしましたので、お知らせします。つきましては、当該事業者に対してご指導いただきますようお願いいたします。

記

1. 通知送付先

①電気事業者：九州電力株式会社

②認定電気通信事業者：KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社

2. 取扱内容の詳細

別紙1および別紙2のとおり

3. 転用許可が必要な施設例

電気事業者等が行う送電用電気工作物等を設置する工事のため、農地を一時的に資材置場や車両置場等として使用する場合には、農地転用許可（一時転用）を要するものとする。

4. 取扱いの適用時期

市町農業委員会事務局への届出の受付が平成30年4月2日以降の案件より適用する。

平成30年2月9日通知
長崎県農地利活用推進室

電気事業者が行う送電用の電気工作物等の設置に伴う農地転用について

農地法施行規則第29条第13号（同規則第53条第11号で準用）

（農地の転用の制限の例外）

(13) 電気事業者が送電用若しくは配電用の施設（電線の支持物及び開閉所に限る。）若しくは送電用若しくは配電用の電線を架設するための装置又はこれらの施設若しくは装置を設置するために必要な道路若しくは索道（以下「送電用電気工作物等」という。）の敷地に供するため農地を農地以外のものにする場合

1. 転用許可が不要な施設等について

電気事業者が、農地法施行規則第29条第13号または同規則53条第11号で規定する施設を設置するために農地を転用する場合は農地法の許可は不要とされている。

※農業上の土地利用調整のため、農業委員会に事前に届出書を提出する必要あり。

【許可不要となる対象施設】

- ① 送電用又は配電用施設（電線の支持物及び開閉所に限る。）
- ② 送電用若しくは配電用の電線を架設するための装置
（ドラム、ドラム台、ブレーキ、延線車、エンジン付ウインチ、電動機付ウインチおよびワイヤー捲取機）
- ③ ①②を設置するために必要な道路若しくは索道

2. 転用許可が必要な施設について

電気事業者が設置する施設等であっても、上記1に掲げる以外の施設等を設置する場合は農地転用許可を受ける必要がある。

例えば、上記施設等の設置にあたり、農地を工事期間内だけ資材置場として利用する場合（利用後、農地として復元）は農地転用（一時転用）許可が必要となる。

平成 30 年 2 月 9 日通知
長崎県農地利活用推進室

認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用について

農地法施行規則第 29 条第 16 号（同規則第 53 条第 14 号で準用）

（農地の転用の制限の例外）

(16) 認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む。）若しくは中継施設又はこれらの施設を設置するために必要な道路若しくは索道の敷地に供するため農地を農地以外のものにする場合

1. 転用許可が不要な施設等について

認定電気通信事業者が、農地法施行規則第 29 条第 16 号または同規則 53 条第 14 号で規定する施設を設置するために農地を転用する場合は農地法の許可は不要とされている。

※農業上の土地利用調整のため、農業委員会に事前に届出書を提出する必要あり。

【許可不要となる対象施設】

- ① 有線電気通信のための線路 *1、空中線系（その支持物を含む。） *2、中継施設 *3
- ② 上記①を設置するために必要な道路、策道

*1 「有線電気通信のための線路」・・・送信の場所と受信の場所との間に設置されている電線及びこれに係る中継器その他の機器（これらを支持し、又は保蔵するための工作物を含む。）。具体的には電線、電柱、支線、支柱、支線柱、とう道、管路、ハンドホール、マンホール等の工作物をいう。

*2 「空中線系（その支持物を含む。）」・・・電波を放射し、又は吸収するため空中に張った導線及びこれに係る機器（その支持物を含む。）。具体的には無線鉄塔等の工作物をいう。

*3 「中継施設」・・・中継装置、送受信装置その他の装置により電気信号の増幅、切替えを行う施設。具体的には電話中継所、無線中継所等の施設をいう。

2. 転用許可が必要な施設について

認定電気通信事業者が設置する施設等であっても、上記 1 に掲げる以外の施設等を設置する場合は農地転用許可を受ける必要がある。

例えば、上記施設等の設置にあたり、農地を工事期間内だけ資材置場として利用する場合（利用後、農地として復元）は農地転用（一時転用）許可が必要となる。

2 農地活第 1 3 2 号
令和 2 年 1 1 月 2 6 日

管内市町農業委員会長 様

長崎県農地利活用推進長
(公 印 省 略)

認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う
農地転用の取扱いについて（通知）

このことについて、九州農政局農村計画課長から技術的助言及び管内市町農業委員会等への伝達依頼がありましたのでお知らせします。

今般、別添 1 の令和 2 年地方分権改革にかかる提案事項の整理の結果、総務省から別添 2 の令和 2 年 1 1 月 1 3 日付け総基事第 228 号 総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課制度係長名事務連絡が発出されたところです。

標記の件については、当県においては平成 3 0 年 2 月 9 日付け 2 9 農地活第 2 0 2 号の別紙 1 のとおり、電気事業者及び認定電気事業者に対して、転用許可が不要な施設等についても、農業委員会へ事前に別添 3 の届出書を提出し、農業上の土地利用調整を行っていただくようお願いしております。

つきましては、土地改良事業への支障や周辺農地における農業への支障の未然防止を徹底するため、当県は従前通りの事務取扱いを行いますので、農業委員会におかれましては、引き続き関係事業者への助言指導にご高配賜りますようお願いいたします。

なお、関係事業者及び貴市町農林関係課への周知についても、ご協力賜りますよう併せてお願いいたします。

農地転用許可不要案件届出書

長崎県知事

様

年 月 日

住 所

氏 名

農地法第4条第1項第8号（農地法施行規則第29条第1項第17号）及び農地法第5条第1項第7号（農地法施行規則第53条第1項第15号）に規定する農地転用許可不要案件について下記のとおり転用したいので、届けます。

記

1. 事業の名称

2. 事業の目的

3. 事業計画の概要

(1) 施工面積

m²

(2) 施工の時期

県の受理日 ～

年 月 日

(3) 計画地に関する施設の種類、数量

柱、 本

(4) 転用しようとする事由の詳細

4. 計画地の概要

(1) 所 在

の一部

(2) 面 積

m²

(3) 所 有 者 住所（

） 氏名（

(4) 権利形態

（ ）※例）賃借権、使用貸借等

田 (m ²)	畑 (m ²)	小計 (m ²)	採草放牧地	その他	合計 (m ²)
()	()	()	()	()	()

5. 農業振興地域の整備に関する法律との調整

(1) 農振農用地区域の該当の有無

有 ・ 無

(2) (1) が該当する場合の手続状況

6. 添付書類（原本1部・写1部）

(1) 位置図 (2) 付近見取図（ゼンリン地図等） (3) 字図 (4) 現況写真

(5) 事業概要図 (6) 配置図（平面図） (7) 登記簿謄本（写し）

(8) 電気通信事業認定証（写し）

※記載要領：知事名を追記のうえ、日付は元号を用い、法令は報告時の条項を適用すること。